

一般社団法人兵庫県サッカー協会 定款

平成24年6月17日制定
平成26年6月22日改正
平成30年3月18日改正
令和6年3月17日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人兵庫県サッカー協会と称し、英文表記は、Hyogo Football Association(略称 HyogoFA)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(定義)

第4条 この定款においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 この法人は、公益財団法人日本サッカー協会の加盟団体であり、兵庫県におけるサッカー界を統括し代表する唯一の団体として、競技の普及と振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) サッカー競技会の開催

(2) サッカー選手の育成強化、サッカー競技の普及並びにサッカーの指導者及び審判員の育成

- (3) チーム、選手、指導者及び審判員等の登録
- (4) 地域社会貢献及び国際貢献の実施
- (5) サッカー競技施設等の運営管理
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第7条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となったものをもって構成する。

(社員の資格の取得)

第8条 この法人の社員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員総会（以下「総会」という。）において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第10条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告をうけ、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 司法機関の委員長及び委員の選任又は解任
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款及び基本規程の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長（第22条に規定する会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出することで、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項及び第2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5 前項における代理人は、この法人の社員である者とし、この法人の役員及び司法機関の委員でないものとする。

6 理事会において総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権行使書をもって行使された議決権の数を、第19条第1項及び第2項の出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事と

する。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会において選定及び解職される。
- 3 前項において、第 1 項の決議後の最初に行われる理事会で会長を選定するときに限り、総会から会長候補者を推挙することができる。
- 4 副会長及び専務理事は理事会において選定及び解職される。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、代表理事として法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその業務を代行する。業務代行者の順位は理事会があらかじめ定めるものとする。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(特任理事)

第 27 条 この法人の特定の業務を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を置くことができる。

- 2 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- 3 前項のほか、特任理事の任期等に関する事項は、理事会が定める。

(名誉役員)

第 28 条 この法人に名誉役員を置くことができるものとし、名誉役員の種類は、名誉会長、参与及び顧問とする。

2 名誉会長は会長を退任した者が、参与は副会長及び専務理事を退任した者が、顧問は理事を退任した者が、それぞれ就任する資格を有する。

3 名誉役員は、前項に定める資格を有する者の中から、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 名誉役員は、この法人の事業実施に際し、適切な助言を行うことを任務とするが、議決権は一切有しない。

5 名誉役員の任期は原則として 1 期 2 年間とし、再任を妨げない。

(役員の解任)

第 29 条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 30 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 32 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の要件を充足する場合には、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法人法第 115 条第 1 項の要件を充足する場合には当該賠償責任を限定する旨の契約を、理事会の決議により締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金 5 万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限

度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして定められた事項

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務代行者が理事会を招集し、その議長となる。

3 前二項による招集権者以外の理事は、当該招集権者に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示したうえで理事会の招集を請求することができる。

4 監事は、第 1 項又は第 2 項に定める理事会の招集権者に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

第7章 司法機関

(司法機関)

第38条 この法人の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

懲罰・裁定委員会

2 前項の規定による司法機関の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第8章 委員会

(委員会)

第39条 この法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種の委員会を置くことができる。

2 前項の規定による委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 職員は、会長が任免し、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については定時総会で承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第13章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は稻垣嗣夫とする。
- 3 この法人の最初の副会長は高見豊とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は中桐俊男とする。
- 5 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則（平成26年6月22日）

この定款の変更は、平成26年6月22日から施行する。

附則（平成30年3月18日）

この定款の変更は、平成30年3月18日から施行する。

附則（令和6年3月17日）

この定款の変更は、令和6年(2024年)3月17日から施行し、施行の日において現にその職にある者はこの定款によるものとみなす。